

外国信託へのタックスヘイブン対策税制の適用

はじめに

信託法等の改正等により新しい信託のあり方等が検討されているが、我が国の内国法人等が外国に信託を設定して所得を留保した場合の課税について、我が国はどのような対策を講じているのかを知る必要があろう。そして、同様の状況における税制の検討を既に行ってきました米国の信託税制と我が国の方式がどのように異なるのかも問題となろう。本論はそのような意図から、以下、簡潔にこの問題をまとめたものである。

1 タックスヘイブン対策税制の適用要件の概要（平成17年度税制改正前）

タックスヘイブン対策税制は、所定の特定外国子会社等が存在する場合、適用除外となる場合を除いて、一定割合を超えて個人居住者又は内国法人が所有する持分割合に応じて、特定外国子会社等の留保金額を我が国において合算課税するものであるが、この税制の適用対象となる特定外国子会社等は、外国関係会社のうちの所定の要件を満たすものをいう。

(1) 外国関係会社

外国関係会社は、個人居住者、内国法人及び特定信託の受託者である内国法人により特定信託の信託財産として有する直接間接に有する株式の総数等が、50%を超える発行済株式あるいは議決権のある発行済株式（配当受益権のない株式等を除く。）を所有されているものをいう

（措法66の6②一）。

(2) 特定外国子会社等

外国関係会社のうち、①法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に、本店又は主たる事務所を有する外国関係会社、②その各事業年度の所得に対して課される租税の額が、当該所得の金額の25%以下である外国関係会社、のいずれかの条件を満たすものを特定外国子会社等という（措令39の14）。したがって、外国孫会社等でも要件を充足する場合は、この税制の適用がある。

2 平成17年度税制改正

(1) 改正前の信託税制

我が国の信託税制は、いわゆる本文信託については、受益者が特定している場合は受益者課税、受益者が特定していない場合は委託者課税となる。

この本文信託以外の投資信託等が該当する但書信託は、原則として、信託財産に係る所得が受益者に分配される時点まで課税繰延べとなるが、特定信託に該当する私募投資信託、特定目的信託については課税繰延べ等を防止する観点から計算期間ごとの課税となっている。

(2) 改正の趣旨

上記(1)の対策にもかかわらず、外国の営業所に信託される信託について、私募投資信託であっても計算期間ごとに課税が行われず課税繰延べになり、租税回避が行われたことから、居住者又は内国法人が外国信託に利益を留保した場

Topics of International Taxation

合、合算課税を行う制度（以下「特定外国信託合算課税」という。）が創設された（措法40の7、措法66の9の2）。

（3）特定外国信託の範囲

イ 外国信託

外国信託とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するもの（投資信託及び投資法人に関する法律2二十八）のうち、法人税法第2条第29号イに掲げる信託に類するもの（措令39の20の2③）である。要するに、外国信託である私募投資信託が対象となっている。

ロ 外国関係信託と特定外国信託

特定外国信託合算課税では、タックスヘイブン対策税制における外国関係会社及び特定外国子会社等と外国関係信託及び特定外国信託が個々に類似する規定になっている。

（4）特定外国信託合算課税の特徴

特定外国信託合算課税には、タックスヘイブン対策税制にある適用除外に関する規定がない。これに関する立法当局の説明によれば、外国信託とされる私募投資信託は、投資が主たる事業であり外国においてこの投資を行う経済的合理性がないと判断された結果、適用除外の規定が置かれなかったのである。

3 米国における対策

米国の者が外国に信託を設定してその信託に利益を留保して米国における課税を回避する事態がかつての米国にあった。このような事態に対する対策として、1976年税制改正による外国信託に対する課税について改正が行われた（参考文献：佐藤英明『信託と課税』185頁（弘文堂、平成12年）、Charles M. Bruce, United States Taxation of Foreign Trusts, Kluwer

Law International, p.174）。

一番の改正点は、一定の外国信託に所得を留保して課税繰延べを図ることを防止するために、その信託の所得を信託の委託者（米国の者）に帰属させるというグランタートラスト・ルールが適用されたとしたことである。

そのほかに、未実現の利得を含む財産を外国信託に移転する場合に課せられる消費税（excise tax）の課税対象を拡大するとともに、その税率を引き上げる措置が採られた。

さらに、外国信託からの分配にスローバック・ルール（throwback rule）が適用された。このスローバック・ルールは現在廃止されているが、このルールは、信託に所得を留保して、税率の低い年度に分配することを防止するための規定で、所得発生年度において分配したとした場合の遡及した税額再計算の規定である。

このような措置を講じたことにより、米国においては、外国信託を利用した租税回避が減少したといわれている。我が国の場合、外国信託に対して一応の手当ては行われたが、信託制度自体が改正されるのであれば、外国信託課税について再考する必要も生じよう。

（注） 平成17年度税制改正については『平成17年度版 改正税法のすべて』（財團法人 日本税務協会）を参考とした。

中央大学商学部教授
矢内 一好